

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	1111	現行相当通所型サービス 1	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1	1,655単位	1655	1月につき	
A6	1121	現行相当通所型サービス 2		事業対象者・要支援2	3,393単位	3393		
A6	8110	現行相当通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		
A6	6109	現行相当通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算			240単位加算		
A6	6105	現行相当通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者または同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A6	6106	現行相当通所型サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	現行相当通所型サービス生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算			100単位加算		
A6	5002	現行相当通所型サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算			225単位加算		
A6	5003	現行相当通所型サービス栄養改善加算	栄養改善加算			150単位加算		
A6	5004	現行相当通所型サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算			150単位加算		
A6	5006	現行相当通所型サービス複数サービス実施加算ー 1	選択的サービス 複数実施加算	運動器機能向上および栄養改善	480単位加算	480		
A6	5007	現行相当通所型複数サービス実施加算ー 2		運動器機能向上および口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5008	現行相当通所型複数サービス実施加算ー 3		栄養改善および口腔機能向上	480単位加算	480		
A6	5009	現行相当通所型サービス複数サービス実施加算二		運動器機能向上、栄養改善および口腔機能向上	700単位加算	700		
A6	5005	現行相当通所型サービス事業所評価加算	事業所評価加算			120単位加算		
A6	6107	現行相当通所型サービス提供体制加算ーイ 1	サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算		
A6	6108	現行相当通所型サービス提供体制加算ーイ 2		事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6101	現行相当通所型サービス提供体制加算ーロ 1		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算		
A6	6102	現行相当通所型サービス提供体制加算ーロ 2		事業対象者・要支援2	96単位加算	96		
A6	6103	現行相当通所型サービス提供体制加算二 1		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位加算		
A6	6104	現行相当通所型サービス提供体制加算二 2			事業対象者・要支援2	48単位加算		48
A6	4003	現行相当通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100		
A6	4002	現行相当通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A6	6201	現行相当通所型サービス栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)			5単位加算	1回につき	
A6	6100	現行相当通所型サービス処遇改善加算ー	介護職員 処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		1月につき	
A6	6110	現行相当通所型サービス処遇改善加算二		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	現行相当通所型サービス処遇改善加算三		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6113	現行相当通所型サービス処遇改善加算四		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90%加算			
A6	6115	現行相当通所型サービス処遇改善加算五		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80%加算			
A6	6118	現行相当通所型サービス特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119	現行相当通所型サービス特定処遇改善加算 2		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
A6	8001	現行相当通所型サービス 1・定超	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 1,655単位	定員超過の場合×70%	1159		1日につき
A6	8011	現行相当通所型サービス 2・定超		事業対象者・要支援2 3,393単位		2375		
A6	9001	現行相当通所型サービス 1・人欠	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 1,655単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	1159		
A6	9011	現行相当通所型サービス 2・人欠		事業対象者・要支援2 3,393単位		2375		
A6	1112	現行相当通所型サービス 1日割	通所型サービス費 (独自)	事業対象者・要支援1 54単位	定員超過の場合×70%	54		
A6	1122	現行相当通所型サービス 2日割		事業対象者・要支援2 112単位		112		
A6	8002	現行相当通所型サービス 1日割・定超		事業対象者・要支援1 54単位		38		
A6	8012	現行相当通所型サービス 2日割・定超		事業対象者・要支援2 112単位		78		
A6	9002	現行相当通所型サービス 1日割・人欠		事業対象者・要支援1 54単位	看護・介護職員が欠員の場合×70%	38		
A6	9012	現行相当通所型サービス 2日割・人欠		事業対象者・要支援2 112単位		78		
A6	8111	現行相当通所型サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		

志摩市総合事業サービスコード			志摩市独自基準通所型サービス（志摩市総合事業　基準緩和型通所サービス指定事業者用）					令和元年10月	
サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位	
種類	項目					給付率			
A7	1001	通所型サービス Aー 1 （基本サービス／ 1 割負担）	通所型サービス A （基本サービス）	1回291単位 要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）を利用（ 1 割負担の利用者が利用する場合に使用）	90%	291	1日につき	
A7	1002	通所型サービス Aー 2 （基本サービス／ 2 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）を利用（ 2 割負担の利用者が利用する場合に使用）	80%	291		
A7	1003	通所型サービス Aー 3 （基本サービス／ 3 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）を利用（ 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	70%	291		
A7	1201	通所型サービス Aー 4 （基本サービス／ 4 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）を利用（ 3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	60%	291		
A7	1004	通所型サービス A 二 1 （追加サービス 1 ／ 1 割負担）	通所型サービス A （追加サービス 1 ）	1回311単位 要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加（ 1 割負担の利用者が利用する場合に使用）	90%	311	1日につき	
A7	1005	通所型サービス A 二 2 （追加サービス 1 ／ 2 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加（ 2 割負担の利用者が利用する場合に使用）	80%	311		
A7	1006	通所型サービス A 二 3 （追加サービス 1 ／ 3 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加（ 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	70%	311		
A7	1211	通所型サービス A 二 4 （追加サービス 1 ／ 4 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴または送迎サービスを追加（ 3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	60%	311		
A7	1007	通所型サービス A 三 1 （追加サービス 2 ／ 1 割負担）	通所型サービス A （追加サービス 2 ）	1回331単位 要支援1：週1回まで 要支援2：週2回まで 事業対象者：原則要支援1と同じ扱い ※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加（ 1 割負担の利用者が利用する場合に使用）	90%	331	1日につき	
A7	1008	通所型サービス A 三 2 （追加サービス 2 ／ 2 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加（ 2 割負担の利用者が利用する場合に使用）	80%	331		
A7	1009	通所型サービス A 三 3 （追加サービス 2 ／ 3 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加（ 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	70%	331		
A7	1221	通所型サービス A 三 4 （追加サービス 2 ／ 4 割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービスの利用者で入浴及び送迎サービスを追加（ 3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	60%	331		
A7	1601	通所型サービス C （ 1 割負担）	通所型サービス C（短期集中予防サービス）	1回 550単位 週 1 回 3ヶ月1クール （1クール最大12回まで）	指定事業所が提供する短期集中予防サービス（通所型）を利用（ 1 割負担の利用者が利用する場合に使用）	90%	550	1日につき	
A7	1602	通所型サービス C （ 2 割負担）			指定事業所が提供する短期集中予防サービス（通所型）を利用（ 2 割負担の利用者が利用する場合に使用）	80%	550		
A7	1603	通所型サービス C （ 3 割負担）			指定事業所が提供する短期集中予防サービス（通所型）を利用（ 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	70%	550		
A7	1604	通所型サービス C （ 4 割負担）			指定事業所が提供する短期集中予防サービス（通所型）を利用（ 3 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用）	60%	550		

志摩市総合事業サービスコード			志摩市独自基準通所型サービス(志摩市総合事業　基準緩和型通所サービス指定事業者用)						令和元年10月	
サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位	
種類	項目		給付率							
A7	1010	通所型サービスAー1 処遇改善加算一 (基本サービス／1 割負担)	通所型サービスA (基本サービス) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅰ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	90%	17	1日につき	
A7	1011	通所型サービスAー1 処遇改善加算二 (基本サービス／1 割負担)		(2) 処遇改善加算(Ⅱ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅱ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	90%	12		
A7	1012	通所型サービスAー1 処遇改善加算三 (基本サービス／1 割負担)		(3) 処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅲ：1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	90%	6		
A7	1013	通所型サービスAー1 処遇改善加算四 (基本サービス／1 割負担)		(4) 処遇改善加算(Ⅳ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅳ：1 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	90%	5		
A7	1014	通所型サービスAー1 処遇改善加算五 (基本サービス／1 割負担)		(5) 処遇改善加算(Ⅴ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅴ：1 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	90%	4		
A7	2011	通所型サービスAー1 特定処遇改善加算 1 (基本サービス／1 割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の　12/1000　加算			3	1日につき	
A7	2012	通所型サービスAー1 特定処遇改善加算 2 (基本サービス／1 割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の　10/1000　加算			2		
A7	1015	通所型サービスAー2 処遇改善加算一 (基本サービス／2 割負担)	通所型サービスA (基本サービス) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅰ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	80%	17	1日につき	
A7	1016	通所型サービスAー2 処遇改善加算二 (基本サービス／2 割負担)		(2) 処遇改善加算(Ⅱ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅱ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	80%	12		
A7	1017	通所型サービスAー2 処遇改善加算三 (基本サービス／2 割負担)		(3) 処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅲ：2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	80%	6		
A7	1018	通所型サービスAー2 処遇改善加算四 (基本サービス／2 割負担)		(4) 処遇改善加算(Ⅳ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅳ：2 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	80%	5		
A7	1019	通所型サービスAー2 処遇改善加算五 (基本サービス／2 割負担)		(5) 処遇改善加算(Ⅴ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅴ：2 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	80%	4		
A7	2021	通所型サービスAー2 特定処遇改善加算 1 (基本サービス／2 割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の　12/1000　加算			3	1日につき	
A7	2022	通所型サービスAー2 特定処遇改善加算 2 (基本サービス／2 割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の　10/1000　加算			2		
A7	1020	通所型サービスAー3 処遇改善加算一 (基本サービス／3 割負担)	通所型サービスA (基本サービス) 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅰ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	70%	17	1日につき	
A7	1021	通所型サービスAー3 処遇改善加算二 (基本サービス／3 割負担)		(2) 処遇改善加算(Ⅱ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅱ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	70%	12		
A7	1022	通所型サービスAー3 処遇改善加算三 (基本サービス／3 割負担)		(3) 処遇改善加算(Ⅲ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅲ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	70%	6		
A7	1023	通所型サービスAー3 処遇改善加算四 (基本サービス／3 割負担)		(4) 処遇改善加算(Ⅳ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅳ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	70%	5		
A7	1024	通所型サービスAー3 処遇改善加算五 (基本サービス／3 割負担)		(5) 処遇改善加算(Ⅴ)	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス(基本サービス)に対する処遇改善加算Ⅴ：3 割負担の利用者及び1 割及び2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	70%	4		
A7	2031	通所型サービスAー3 特定処遇改善加算 1 (基本サービス／3 割負担)	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の　12/1000　加算			3	1日につき	
A7	2032	通所型サービスAー3 特定処遇改善加算 2 (基本サービス／3 割負担)		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の　10/1000　加算			2		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A7	1301	通所型サービス A－4 処遇改善加算一 （基本サービス／4 割負担）	通所型サービス A （基本サービス） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）に対する処遇改善加算Ⅰ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	60%	17	1日につき
A7	1311	通所型サービス A－4 処遇改善加算二 （基本サービス／4 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）に対する処遇改善加算Ⅱ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	60%	12	
A7	1321	通所型サービス A－4 処遇改善加算三 （基本サービス／4 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）に対する処遇改善加算Ⅲ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	60%	6	
A7	1331	通所型サービス A－4 処遇改善加算四 （基本サービス／4 割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）に対する処遇改善加算Ⅳ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	60%	5	
A7	1341	通所型サービス A－4 処遇改善加算五 （基本サービス／4 割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（基本サービス）に対する処遇改善加算Ⅴ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	60%	4	
A7	2041	通所型サービス A－4 特定処遇改善加算 1 （基本サービス／4 割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき
A7	2042	通所型サービス A－4 特定処遇改善加算 2 （基本サービス／4 割負担）		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			2	
A7	1025	通所型サービス A 二 1 処遇改善加算一 （追加サービス 1／1 割負担）	通所型サービス A （追加サービス 1） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅰ： 1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	90%	18	1日につき
A7	1026	通所型サービス A 二 1 処遇改善加算二 （追加サービス 1／1 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅱ： 1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	90%	13	
A7	1027	通所型サービス A 二 1 処遇改善加算三 （追加サービス 1／1 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅲ： 1 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	90%	7	
A7	1028	通所型サービス A 二 1 処遇改善加算四 （追加サービス 1／1 割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅳ： 1 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	90%	6	
A7	1029	通所型サービス A 二 1 処遇改善加算五 （追加サービス 1／1 割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅴ： 1 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	90%	5	
A7	2211	通所型サービス A 二 1 （追加サービス 1／1 割負担） 特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき
A7	2212	通所型サービス A 二 1 （追加サービス 1／1 割負担） 特定処遇改善加算Ⅱ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			2	
A7	1030	通所型サービス A 二 2 処遇改善加算一 （追加サービス 1／2 割負担）	通所型サービス A （追加サービス 1） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅰ： 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	80%	18	1日につき
A7	1031	通所型サービス A 二 2 処遇改善加算二 （追加サービス 1／2 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅱ： 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	80%	13	
A7	1032	通所型サービス A 二 2 処遇改善加算三 （追加サービス 1／2 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅲ： 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	80%	7	
A7	1033	通所型サービス A 二 2 処遇改善加算四 （追加サービス 1／2 割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅳ： 2 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	80%	6	
A7	1034	通所型サービス A 二 2 処遇改善加算五 （追加サービス 1／2 割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 1）に対する処遇改善加算Ⅴ： 2 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	80%	5	
A7	2221	通所型サービス A 二 2 （追加サービス 1／2 割負担） 特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき
A7	2222	通所型サービス A 二 2 （追加サービス 1／2 割負担） 特定処遇改善加算Ⅱ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			2	

サービスコード		サービス内容略称		算定項目					単位数	算定単位
種類	項目							給付率		
A7	1035	通所型サービスAニ3 処遇改善加算一 （追加サービス1ノ3割負担）	通所型サービスA （追加サービス1） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	70%	18	1日につき	
A7	1036	通所型サービスAニ3 処遇改善加算二 （追加サービス1ノ3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	70%	13		
A7	1037	通所型サービスAニ3 処遇改善加算三 （追加サービス1ノ3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	70%	7		
A7	1038	通所型サービスAニ3 処遇改善加算四 （追加サービス1ノ3割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅳ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した 単価数の90%加算	70%	6		
A7	1039	通所型サービスAニ3 処遇改善加算五 （追加サービス1ノ3割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅴ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した 単価数の80%加算	70%	5		
A7	2231	通所型サービスAニ3（追加サービス1ノ3割負担）特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき	
A7	2232	通所型サービスAニ3（追加サービス1ノ3割負担）特定処遇改善加算Ⅱ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			2		
A7	1401	通所型サービスAニ4 処遇改善加算一 （追加サービス1ノ4割負担）	通所型サービスA （追加サービス1） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅰ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	60%	18	1日につき	
A7	1411	通所型サービスAニ4 処遇改善加算二 （追加サービス1ノ4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅱ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	60%	13		
A7	1421	通所型サービスAニ4 処遇改善加算三 （追加サービス1ノ4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅲ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	60%	7		
A7	1431	通所型サービスAニ4 処遇改善加算四 （追加サービス1ノ4割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅳ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した 単価数の90%加算	60%	6		
A7	1441	通所型サービスAニ4 処遇改善加算五 （追加サービス1ノ4割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス1）に対する処遇改善加算Ⅴ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3)で算定した 単価数の80%加算	60%	5		
A7	2241	通所型サービスAニ4（追加サービス1ノ4割負担）特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき	
A7	2242	通所型サービスAニ4（追加サービス1ノ4割負担）特定処遇改善加算Ⅱ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			3		
A7	1040	通所型サービスA三1 処遇改善加算一 （追加サービス2ノ1割負担）	通所型サービスA （追加サービス2） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス2）に対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	90%	19	1日につき	
A7	1041	通所型サービスA三1 処遇改善加算二 （追加サービス2ノ1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス2）に対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	90%	14		
A7	1042	通所型サービスA三1 処遇改善加算三 （追加サービス2ノ1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス2）に対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	90%	7		
A7	1043	通所型サービスA三1 処遇改善加算四 （追加サービス2ノ1割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス2）に対する処遇改善加算Ⅳ：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した 単価数の90%加算	90%	6		
A7	1044	通所型サービスA三1 処遇改善加算五 （追加サービス2ノ1割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス2）に対する処遇改善加算Ⅴ：1割負担の利用者の場合に使用	(3)で算定した 単価数の80%加算	90%	5		
A7	2311	通所型サービスA三1（追加サービス2ノ1割負担）特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき	
A7	2312	通所型サービスA三1（追加サービス2ノ1割負担）特定処遇改善加算Ⅱ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			3		

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A7	1045	通所型サービス A Ⅲ 2 処遇改善加算一 （追加サービス 2 ／ 2 割負担）	通所型サービス A （追加サービス 2 ） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅰ： 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	80%	19	1日につき
A7	1046	通所型サービス A Ⅲ 2 処遇改善加算二 （追加サービス 2 ／ 2 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅱ： 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	80%	14	
A7	1047	通所型サービス A Ⅲ 2 処遇改善加算三 （追加サービス 2 ／ 2 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅲ： 2 割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	80%	7	
A7	1048	通所型サービス A Ⅲ 2 処遇改善加算四 （追加サービス 2 ／ 2 割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅳ： 2 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	80%	6	
A7	1049	通所型サービス A Ⅲ 2 処遇改善加算五 （追加サービス 2 ／ 2 割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅴ： 2 割負担の利用者の場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	80%	5	
A7	2321	通所型サービス A Ⅲ 2 （追加サービス 2 ／ 2 割負担）特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき
A7	2322	通所型サービス A Ⅲ 2 （追加サービス 2 ／ 2 割負担）特定処遇改善加算Ⅱ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			3	
A7	1050	通所型サービス A Ⅲ 3 処遇改善加算一 （追加サービス 2 ／ 3 割負担）	通所型サービス A （追加サービス 2 ） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅰ： 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	70%	19	1日につき
A7	1051	通所型サービス A Ⅲ 3 処遇改善加算二 （追加サービス 2 ／ 3 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅱ： 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	70%	14	
A7	1052	通所型サービス A Ⅲ 3 処遇改善加算三 （追加サービス 2 ／ 3 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅲ： 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	70%	7	
A7	1053	通所型サービス A Ⅲ 3 処遇改善加算四 （追加サービス 2 ／ 3 割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅳ： 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	70%	6	
A7	1054	通所型サービス A Ⅲ 3 処遇改善加算五 （追加サービス 2 ／ 3 割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅴ： 3 割負担の利用者及び 1 割及び 2 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	70%	5	
A7	2331	通所型サービス A Ⅲ 3 （追加サービス 2 ／ 3 割負担）特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき
A7	2332	通所型サービス A Ⅲ 3 （追加サービス 2 ／ 3 割負担）特定処遇改善加算Ⅱ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			3	
A7	1501	通所型サービス A Ⅲ 4 処遇改善加算一 （追加サービス 2 ／ 4 割負担）	通所型サービス A （追加サービス 2 ） 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅰ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 59/1000加算	60%	19	1日につき
A7	1511	通所型サービス A Ⅲ 4 処遇改善加算二 （追加サービス 2 ／ 4 割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅱ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 43/1000加算	60%	14	
A7	1521	通所型サービス A Ⅲ 4 処遇改善加算三 （追加サービス 2 ／ 4 割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅲ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 23/1000加算	60%	7	
A7	1531	通所型サービス A Ⅲ 4 処遇改善加算四 （追加サービス 2 ／ 4 割負担）		(4) 処遇改善加算（Ⅳ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅳ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3) で算定した 単価数の90%加算	60%	6	
A7	1541	通所型サービス A Ⅲ 4 処遇改善加算五 （追加サービス 2 ／ 4 割負担）		(5) 処遇改善加算（Ⅴ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の通所型サービス（追加サービス 2 ）に対する処遇改善加算Ⅴ： 4 割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	(3) で算定した 単価数の80%加算	60%	5	
A7	2341	通所型サービス A Ⅲ 4 （追加サービス 2 ／ 4 割負担）特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 12/1000 加算			3	1日につき
A7	2342	通所型サービス A Ⅲ 4 （追加サービス 2 ／ 4 割負担）特定処遇改善加算Ⅱ		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 10/1000 加算			3	